

## ☆臨時の学童保育所閉所について☆

学童保育所は、就労等で不在の保護者に代わり児童を保育することが目的ですので、臨時閉所は可能な限り回避したいと考えています。

開所を維持するため、学校とは異なる基準で家庭内や代理保育等をお願いする場合がありますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

### I. 学校感染症に罹った児童が発生した場合

- ① 児童がインフルエンザや新型コロナウイルス感染症等、学校保健安全法（※）が定める出校停止の感染症にかかった場合には速やかに学童保育所に連絡してください。臨時閉所等を検討し、保護者の皆さんへ連絡します。（※学校保健安全法施行規則第18、19条）

☆児童・家族（親・兄弟・同居しているすべての人）が罹った場合は、必ず連絡をいただき、医師等の許可、もしくは出席停止期間の基準を超えるまで休ませてください。

- ② 学校感染症で学校が学級閉鎖、学年閉鎖になった場合は、学校から連絡が入ります。閉鎖対象となる学級、学年の児童は学童保育所への登所はできません。

### II. 台風・大雨・地震等災害時の対応について

- ① 台風や大雨等災害等により学校がお休みの場合は、学童保育所も同じく閉所になります。  
② 学校が「保護者引き渡し」と判断した場合は、学童保育所は閉所になります。  
③ 「集団下校」の場合は、学童は開所します。

※学校からの「安心メール」を確認し、指示に従ってください。改めて、学童保育所からの連絡は致しません。

### III. 学校が休みで学童保育所が開いている場合（土曜、長期休暇等）

開閉所の基準詳細は、別表のとおりです。

判断は学童保育所単位（町内一斉ではありません）で行いますので、メール等の連絡網にて確認をお願いします。

以上のことと踏まえ、児童の「臨時預け先」を考慮、確保されますようお願ひ致します。